

訪問看護ステーション無花果（Mukaka）運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社 La.Figue が開設する訪問看護ステーション無花果（Mukaka）（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）は、ステーションの看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。

2 訪問看護事業の実施に当たり、保健行政及び福祉行政の担当者並びに地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携、協力、理解のもとに、適切な運営を図るものとする。

（名称及び位置）

第3条 ステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 訪問看護ステーション無花果（Mukaka）

所在地 山口県岩国市牛野谷町1丁目5番25号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 ステーションに次の職員を置く。

（1）管理者 看護師1人

（2）看護師等 合計8人

・看護師7人（常勤職員1人（管理者と兼務）、非常勤職員6人）

・准看護師1人／非常勤職員

2 職員の職務は、次のとおりとする。

（1）管理者は、ステーションの職員を指導監督し、事業の適切な運営について統括する。

（2）看護師等（准看護師は除く）は、訪問看護計画書、報告書及び介護予防訪問看護計画書、報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条

1、営業日は、月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び12月31日から翌年の1月3日までの日を除く期間とする。

営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

2、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

3、 通常の事業の実施地域を岩国市及び和木町（離島を除く）とする。

（訪問看護の提供方法）

第6条 訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- （1） 訪問看護の提供を受けようとする者（以下「利用者」という。）が主治医に申し出て、主治医がステーションに交付した訪問看護指示書により、訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
- （2） 利用者又は家族からステーションに直接の依頼があった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう指導する。
- （3） 主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係市町等、関係機関に調整等を求め対応する。

（訪問看護の内容）

第7条 訪問看護事業の内容は、次のとおりとする。

- （1） 病状・障害・日常生活の状況や療養環境のアセスメント
- （2） 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等療養生活の支援
- （3） 褥創の予防・処置
- （4） リハビリテーション
- （5） ターミナルケア
- （6） 認知症、精神障害者の看護
- （7） 介護相談、介護指導及び健康相談
- （8） カテーテル等の管理
- （9） 日常生活用具の選択及び使用方法の訓練
- （10） その他医師の指示による医療処置

（利用料その他の費用の額）

第8条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護負担割合証（1・2・3割）に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、支給限度額を超えた場合は、越えた分の全額を利用者の自己負担とする。なお医療保険の場合は診療報酬の額による。

2 交通費 第5条の通常の事業の実施地域を超えて訪問する場合は、実施地域を越えた地点から目的地までの区間における往復の公共交通機関利用実費、または自動車使用時の経費「10円/km」（消費税別）、有料道路代、通行料となるものとする。

3 死後の処理料は20,000円とする。

4 前各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（緊急時における対応方法）

第9条 緊急時の対応方法は、次のとおりとする。

看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を実施中に、利用者に病状の急変、その

他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情等への対応)

第10条 サービスに関する相談、要望及び苦情の申立て窓口は、管理者とする。

(その他)

第11条 本事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとする。

(1) 採用時研修：採用後3か月以内

(2) 継続研修：年1回

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 ステーションは、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 ステーションは訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

この規程は、平成30年5月11日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年10月1日から施行する。